

射水市バリアフリーマスターplan改訂案に係るパブリック・コメントの結果について

1 射水市バリアフリーマスターplan改訂案に関するパブリック・コメントの概要

(1) 実施期間

令和7年5月30日(金)から6月13日(金)まで

(2) 閲覧を行った書類

・射水市バリアフリーマスターplan (案)

(3) 書類の閲覧場所等

射水市ホームページ
窓口等での閲覧 (6箇所)
ア 市政策推進課
イ 各地区センター
ウ 中央図書館

(4) 寄せられたご意見等

意見等の提出者数 1名
意見の件数 3件

(5) ご意見等の提出方法

FAX 3件

2 ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方

(1) 射水市人口ビジョン (案) に対するご意見等

No	対象箇所	意見の概要	意見に対する考え方	修正の有無
1	第2章射水市の概況 2-2 生活関連施設及び交通網の状況 (P5)	生活関連施設、旅客施設、特別特定建築物の一覧を参考資料として巻末に掲載してはどうか。	地区毎の施設の所在状況を交通網の状況と合わせて視覚的に整理することを目的としていることから、地図上の配置と施設数のみ掲載することとしています。	無
2	第4章 バリアフリー化の現状と課題 4-3 バリアフリー化の課題 (P12)	バリアフリー化の改善状況について、「改善あり」とした箇所の具体的な改善内容を記載してはどうか。	「改善あり」とした箇所について、その内容を追記します。	有
3	第5章 移動等円滑化促進地区等の設定 5-2 移動等円滑化促進地区等の設定 (P18)	移動等円滑化促進地区のうち大門・大島地区について、大門地区センターや保健センターなどの公共施設が含まれていないことから、位置付けを再考してはどうか。	移動等円滑化促進地区は、旅客施設などの生活関連施設が所在し、かつ生活関連施設相互間の移動が通常歩行で行われる地区であることとされています。このことを考慮し、本プランでは主要旅客施設から半径500メートル圏内を設定しています。大門地区センターや保健センターは越中大門駅から1.5キロメートル以上の距離があり、高齢者等の歩行移動が困難なことから、移動等円滑化促進地区には含んでいません。 なお、公共施設へのアクセス向上については、関連計画である射水市地域公共交通計画に基づき一層の向上に取り組むこととしています。	無